

屋外広告業登録申請(新規・更新)に必要な書類等

- ・屋外広告業登録申請書(新規・更新)(第11号様式)
- ・誓約書(第12号様式)
- ・略歴書(法人である場合はその役員全員のもの)(第13号様式)
- ・業務主任者が有資格者であることを証する書面(屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し)
- ・登録申請者が個人である場合は住民票の抄本(3か月以内発行のもの)(個人番号(マイナンバー)の表記がないもの)
- ・登録申請者が法人である場合はその法人の登記事項証明書(3か月以内発行のもの)
- ・登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本(3か月以内発行のもの)(個人番号(マイナンバー)の表記がないもの)
- ・登録手数料1万円(山梨県収入証紙)
- ・郵送の場合は返信用の封筒(切手が貼られたもの)
- ・委任状及び行政書士会会員証等の写し
(申請者以外の行政書士などの方が申請を代行される場合は必要になります)

屋外広告業登録事項の変更に必要な書類(変更事項が複数ある場合は、該当する書類全てが必要です。)

1 変更届提出の際の共通事項

- ・副本の返付を望む場合は、書類を2部提出のこと。
- ・副本の返付を郵送で望む場合は、返信用の封筒(切手が貼られたもの)
- ・委任状及び行政書士会会員証等の写し
(申請者以外の行政書士などの方が申請を代行される場合は必要になります)

2 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者名に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届(第14号様式)
- ・住民票の抄本(個人の場合)(3か月以内発行のもの)(個人番号(マイナンバー)の表記がないもの)
- ・登記事項証明書(法人の場合)

3 営業所名称及び所在地に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届(第14号様式)
- ・法人の登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合に限り。)(3か月以内発行のもの)

4 法人の役員氏名に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届(第14号様式)
- ・法人の登記事項証明書(3か月以内発行のもの)
- ・誓約書(第12号様式)
- ・略歴書(第13号様式)

5 法定代理人に変更がある場合(申請者が未成年である場合)

- ・屋外広告業登録事項変更届(第14号様式)
- ・誓約書(第12号様式)
- ・略歴書(第13号様式)
- ・法定代理人(個人)の住民票の抄本(3か月以内発行のもの)(個人番号(マイナンバー)の表記がないもの)もしくは法定代理人(法人)の登記事項証明書

6 業務主任者氏名及び業務主任者が業務を行う営業所の名称に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届(第14号様式)
- ・業務主任者が有資格者であることを証する書面(屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し)
- ・業務主任者の住民票の抄本(3か月以内発行のもの)(個人番号(マイナンバー)の表記がないもの)

屋外広告業登録証明に必要な書類等

- ・証明手数料400円(山梨県収入証紙)
- ・屋外広告業登録証明願
- ・証明の受領を郵送で望む場合は、返信用の封筒(切手が貼られたもの)